

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目次

ページ

### 規 則

### 告 示

○宮城県漁業調整規則の一部を改正する規則	（水産業振興課）	一
○宮城県土地利用基本計画の変更	（土地対策課）	二
○平成十六年宮城県告示第三百九十五号（衛生試験手数料条例第二条の規定による手数料の額）の一部改正	（環境生活総務課）	六
○水道水源特定保全地域の指定	（環境対策課）	六
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）	七
○肥料の登録有効期間の更新	（農産園芸環境課）	七
○肥料の登録事項の変更	（同）	七
○肥料の登録の失効	（同）	八
○県営土地改良事業計画の縦覧（二件）	（農村振興課）	八
○県営土地改良事業変更計画の縦覧（三件）	（同）	九
○県営土地改良事業の換地処分	（農村整備課）	一〇
○保安林の指定の予定	（森林整備課）	一〇
○保安林の指定施設要件の変更	（同）	一〇
○公有水面埋立ての免許	（水産業基盤整備課）	一一
○公有水面埋立てのしゅん功認可	（同）	一二
○建設業許可の取消し	（事業管理課）	一二
○道路の区域変更	（道路課）	一三
○港湾施設の概要	（港湾課）	一三
○都市計画事業の事業計画変更の認可	（都市計画課）	一三

- 都市計画事業の事業計画変更の認可（三件）
- 指定確認検査機関の変更の届出
- 土地改良区役員の内任
- 土地改良事業計画変更の適当の決定

（下水道課）  
（建築宅地課）  
（東部地方振興事務所）  
（同）

### 企 業 局

- 工業用水道施設管理規程の一部を改正する管理規程
- 仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程の一部を改正する管理規程

- 財政的援助団体等の監査結果の公表
- 行政監査の結果の公表

### 公 安 委 員 会

- 指定講習機関に関する規則第十四条第二項の規定による告示

### 内水面漁場管理委員会

- オオクチバス、コクチバスその他オオクチバス属の魚類及びブルーギルの再放流の禁止
- コイヘルペスウイルス病に係る指示

- 宮城県公報第二一〇五号中

正 誤

## 規 則

宮城県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十一号

宮城県漁業調整規則の一部を改正する規則

第四十四条を次のように改める。

（無許可漁業により採捕したあわび等の所持又は販売の禁止）

第四十四条 第七条第一号又は第一号ヲの規定に違反して採捕したあわび若しくはうに又はそれらの製品は、所持し、又は販売してはならない。

第六十条第一項第一号中「第四十三条」を「第四十四条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年十一月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百七十八号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項の規定により定められた宮城県土地利用基本計画の一部を変更したので、同条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

その関係図書は、宮城県庁（企画部土地対策課）、関係市役所及び関係町村役場において縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更した地区及び変更の内容

変更した地域の名称	市町村名	変更した地区	変更の内容
栗原都市地域	栗原市	金成姉齒根岸、金成姉齒根際前、金成姉齒嶺前、金成姉齒角屋敷前、金成姉齒清水前、金成姉齒不動前、金成姉齒清作前、金成姉齒巻ノ上、金成姉齒仲沖、金成姉齒田子谷前、金成姉齒水押、金成姉齒松浦、金成姉齒中沢前、金成姉齒谷地、金成姉齒合地尻、金成姉齒松ノ木向、金成姉齒錦田、金成姉齒祝田、金成姉齒栄田、金成姉齒姫崎、金成姉齒姉妹田及び金成姉齒都田の全部、金成姉齒滝ノ沢、金成姉齒小沢田、金成姉齒銭神沢及び金成姉齒道才沢の各一部、金成梨崎待井、金成梨崎佐野、金成梨崎南沢及び金成梨崎仲道の全部、金成沢辺内畑、金成沢辺新宇南、金成小迫花館、金成金生、金成祝及び金成桜町の各一部、志波	千三百五十ヘクタールを拡大

姫刈敷三丁目、志波姫刈敷袋、志波姫刈敷上袋、志波姫刈敷蔵場、志波姫刈敷寛性、志波姫刈敷東原、志波姫刈敷上刈敷、志波姫刈敷御蔵西、志波姫刈敷御蔵東、志波姫刈敷我田北、志波姫刈敷下刈敷、志波姫刈敷花輪、志波姫刈敷治郎、志波姫刈敷田中、志波姫刈敷本屋敷、志波姫刈敷三軒地、志波姫刈敷川北袋、志波姫刈敷新治郎、志波姫伊豆野徳富、志波姫伊豆野前谷地、志波姫伊豆野大西前、志波姫伊豆野城内前、志波姫伊豆野城内、志波姫伊豆野袋、志波姫伊豆野新山前、志波姫伊豆野沼前、志波姫伊豆野沼の上、志波姫伊豆野芝の脇前、志波姫伊豆野馬場、志波姫伊豆野洞頭、志波姫伊豆野南町尻、志波姫伊豆野北町尻、志波姫伊豆野下町浦、志波姫伊豆野中町浦、志波姫伊豆野上町浦、志波姫伊豆野町北側、志波姫伊豆野町南側、志波姫伊豆野南浦、志波姫伊豆野加藤前、志波姫伊豆野大江北側及び志波姫伊豆野大江南側の全部、志波姫伊豆野颯壁及び志波姫伊豆野芝の脇東の各一部、志波姫北郷小糠塚、志波姫北郷糠塚、志波姫北郷糠塚前、志波姫北郷杉屋敷前、志波姫北郷我田南及び志波姫北郷我田西の全部、志波姫北郷屋敷前及び志波姫北郷荒町の各一部、志波姫下沖、志波姫城内北、志波姫城内南、志波姫北伊豆野、志波姫新糠塚、志波姫新刈敷、志波姫蔵場南、志波姫要害東、志波姫新徳富、志波姫新大江北、志波姫新馬場及び志波姫沼崎沖の全部、志波姫八

登米市  
栗原市

樟里、志波姫中沖、志波姫下里、志波姫南伊豆野、志波姫芝の脇南、志波姫荒町北、志波姫荒町南、志波姫館浦及び志波姫花崎東の各一部、築館字城生野下北袋、字城生野城下、字城生野白山浦及び字城生野志田海の全部、字城生野地蔵堂、字城生野北田沖及び字城生野若宮の各一部、字富梨木平、字富大袋、字富天神前及び字富大袋道の全部、字富荒瀬沖、字富境、字富下熊川、字照越一、字照越二、字八沢忽滑沢、若柳字川南川原、字川南川原前及び字川南戸ノ西の各一部、武鎗字上午房及び字下午房の全部、字上畑岡横峯、字福岡中江向、字大林外袋、栗駒猿飛来北上野、栗駒猿飛来鑑ヶ淵及び栗駒猿飛来上野原東の各一部、栗駒里谷峰前の全部並びに栗駒里谷霞ヶ沢東方、栗駒里谷霞ヶ沢西方、栗駒里谷峰、栗駒里谷峰沖、栗駒里谷千刈待、栗駒里谷大釜前、栗駒鳥沢山下、栗駒中野田町東及び栗駒中野鑑ヶ淵の各一部、石越町北郷字西、字南及び石越町南郷字小谷地前の各一部、鷺沢南郷荒町、鷺沢南郷北沢、鷺沢南郷北沢向、鷺沢南郷館浦、鷺沢南郷佐野、鷺沢南郷樋の沢、鷺沢南郷原、鷺沢南郷大竹、鷺沢南郷上新反田、鷺沢南郷下新反田、鷺沢南郷新反田、鷺沢南郷町田、鷺沢南郷坂下、鷺沢南郷日向、鷺沢南郷遠堀、鷺沢南郷上日照、鷺沢南郷中日照、鷺沢南郷日照、鷺沢南郷下日照、鷺沢南郷下久保前、鷺沢南郷下久保、鷺沢南郷上川久保、鷺沢

千百九十九ヘクタールを縮小

登米都市地域

登米市

登米市

南郷上館前、鷺沢南郷中館川原、鷺沢南郷中館前、鷺沢南郷宿川原、鷺沢南郷辻前、鷺沢南郷上谷地、鷺沢南郷館前、鷺沢南郷大伝寺、鷺沢南郷松ヶ崎、鷺沢南郷佐野前、鷺沢南郷五輪原、鷺沢南郷向原、鷺沢南郷梨木平及び鷺沢南郷中川久保の全部、鷺沢南郷上館向、鷺沢南郷南沢、鷺沢南郷新田、鷺沢南郷町田前、鷺沢南郷野山、鷺沢南郷四ツ石、鷺沢南郷館向、鷺沢南郷柳沢、鷺沢南郷上藤沢、鷺沢南郷下川久保、鷺沢南郷洞泉寺、鷺沢南郷広面、鷺沢南郷八升、鷺沢南郷新橋沖、鷺沢南郷中原及び鷺沢南郷飯の森の各一部、鷺沢北郷大畑、鷺沢北郷小林及び鷺沢北郷半戸六の全部、鷺沢北郷中、鷺沢北郷中屋敷、鷺沢北郷堰根及び鷺沢北郷熊の林前の各一部、鷺沢袋宮林及び鷺沢袋柳の上の全部並びに鷺沢袋川原前、鷺沢袋持添、金成沢辺川崎、金成沢辺荒坊、金成沢辺新荒坊、志波姫南郷蓬田、志波姫南郷壁沢、志波姫上戸南、築館字八沢南沢、若柳字川南川原前、栗駒中野富浦沢、栗駒中野上野原南及び栗駒岩ヶ崎裏山の各一部、石越町南郷字峯、字新加美田及び字峯沖の全部並びに字仲江、字館前、字神明崎、字新神明崎及び字南の各一部、迫町森字花島、字金堀、字上野、字新金堀、字新西前、字新中江、字新田、字新柳待井、字西前、字西表、字赤沼、字中江、字東赤沼、字東表、字平柳前、字北沼田、字北赤沼、字木戸脇、字平柳及び字芝前の全部、字越戸、

四千七百八十三ヘクタールを拡大

字上柳待井、字新芝前、字新東表、字新道、字西表前、字西柳待井、字内ヶ袋、字表前、字木戸脇前及び字柳待井の各一部、迫町佐沼字巻ノ上、字七日市場、字大瀬及び字西館北の全部、字館ヶ袋及び字新大瀬の各一部、迫町北方字宮崎、字宮崎前、字高見、字高見前、字三ツ目沢、字市島、字紫雲山、字紫雲山下、字紫雲山裏、字舟橋、字新市島、字深田、字深田前、字川戸沼、字川戸沼前、字鼠田前、字相ヶ沢、字相ヶ沢前、字太田河、字大洞、字大洞前、字中沢、字中沢前、字田ノ尻、字日向前、字日向前下、登米町字日野渡外雑田原、字日野渡玉山、字日野渡軍場、字日野渡荒田待井、字日野渡銅谷、字日野渡内の目、字日野渡南田、字日野渡日野渡、字日野渡蛭沢、字日野渡布目、字日野渡薬師崎、字日野渡脇谷及び字日野渡融沢の全部、字日野渡雑田原の一部、字小島上大谷地、字小島西岡谷地、字小島東岡谷地及び字小島木戸崎の全部、字小島大谷地、字小島長橋、字小島弁慶山、字小島櫛田、字小島七百刈及び字小島北長橋下の各一部、登米町大字日根牛字並柳及び字一本杉の全部、字八反、字谷木前及び字山田の各一部、東和町米谷字牛房巻、字金谷、字表及び字野地の全部、字山田及び字六反の各一部、中田町石森字越戸、字牡丹埜、字下沼田、字下谷地、字加賀野田中、字久保、字境堀、字高鼻、字菜園、字室木、字小人町、字上沼田、字新蟹甲、字新宮田、字新

境堀、字新細谷、字新菜園、字新室木、字新田、字新畑中、字新堀、字新野元、字西細谷、字西赤沼、字西川原毛、字西田、字前田、字霜降籠、字霜田、字茶畑、字中川原毛、字町、字東細谷、字入道坂、字鳴神堂、字油田及び字真内の全部、字新塚崎、字沼ノ葉、字水神木、字蟹甲、字熊野堂、字新蓬田、字新川前、字川前、字若林、字新霜田、字新寺浦及び字新新田の各一部、中田町宝江黒沼字蓬原、字浦、字桶下、字下道、字館野、字龜ヶ岡、字荒神堂、字十文、字新蓬原、字新桶下、字新館野、字新龜ヶ岡、字新荒神堂、字新西野、字新大口前、字新鶴ヶ埜、字新東沖、字新東前、字新畑中、字新兵庫、字新兵庫前、字諏訪沼、字西野、字西野前、字大海崎、字大海崎前、字大口、字町、字鶴ヶ埜、字鶴ヶ埜前、字東、字東前、字南蓬原、字南桶下、字畑中、字兵庫、字北桶下、字葉ノ木立、中田町宝江新井田字姥沼、字沖田、字下道、字加賀野境、字外ノ目、字館、字元吸方江、字五郎兵衛待井、字後谷地、字後田、字荒谷、字紺谷、字佐渡待井、字佐野前、字佐野裏、字細谷、字細谷前、字雑喉待井、字柴垣、字柴垣前、字柴垣裏、字芝尻、字沼崎、字上待井、字新姥沼、字新沖橋、字新館、字新佐野、字新細谷、字新森六前、字新南新田、字新堀端、字新要害、字新六前、字新六裏、字森六裏、字神畑、字西荒谷、字大江洲、字大待井、字地極田、字中斉、字東荒谷、字南荒谷、

字南新田、字南神畑、字並柳、字並柳前、字並柳裏、字並柳淵、字堀端、字弥平橋及び字要害の全部、字下道前、字三号区、字芝尻前、字新沼崎、字新六下、字森六下及び字二号区の各一部、中田町宝江森字新田、字森六前、字六丁目、中田町上沼字愛宕浦、字姥沼、字下谷地、字館、字館浦、字境後、字境前、字金谷、字脇曲、字上向田、字新沖田、字新大柳浦、字新沢田、字新谷地前、字新田、字新田浦、字新竈壇、字西桜場、字大柳、字大柳浦、字沢田、字谷地前、字中才裏、字東姥沼、字東金谷、字南桜場、字南要害浦、字北桜場、字堀米、字弥勒寺山、字弥勒寺大下、字要害、字要害浦及び字竈壇の全部、字下川前、字御藏、字小塚渡、字新寺山下、字新小塚渡、字川前、字鳥喰田、字八幡浦、字北要害浦及び字弥勒寺沖田の各一部、中田町浅水字浦向、字下川面、字灰塚、字巻、字駒形、字窪田、字元待井、字五号、字江ノ尻、字荒神堂、字小島、字上川面、字新一号、字新岡田、字新巻川前、字新九号、字新駒形、字新五号、字新三号、字新四号、字新七号、字新十一号、字新十号、字新十三号、字新十二号、字新沼尻、字新西寺田、字新西川面、字新川前、字新待井下、字新大明神、字新田、字新東寺田、字新東川面、字新筒田、字新一橋、字新二号、字新八号、字新六号、字水越玉山、字西新田、字西水越、字西川面、字川面、字浅部玉山、字大明神前、字大木前、字池袋、

石巻都市地域

石巻市

字中川面、字鳥喰、字田向、字田向沖、字土手下、字東寺田、字東新田、字東水越、字東川面、字筒場前、字南田、字二号、字八号、字嶺形、字六号、南方町河面、南方町丸内、南方町鴻ノ木、南方町寺袋、南方町小山、南方町照井、南方町新丸ノ内、南方町新寺袋、南方町新鶴江、南方町新島前、南方町新二ツ橋、南方町瀬ノ淵、南方町大浦戸、南方町鶴江、南方町天沼、南方町内ノ目、南方町二ツ橋及び南方町薬師島屋敷の全部、南方町王塚、南方町上ケ戸、南方町新作田、南方町新待井、南方町新中山、南方町新板倉後、南方町大網、南方町峯、南方町峯前及び南方町雷の各一部、豊里町後沢田の全部並びに豊里町上沼田、豊里町中沼田、豊里町笑沢、豊里町大沢、豊里町平林及び豊里町久寿田の各一部

二百五十三ヘクタールを縮小

十ヘクタールを拡大

七百五十六ヘクタールを縮小

仙台都市地域

仙台市

雄勝町下雄勝三丁目、雄勝町上雄勝一丁目、雄勝町上雄勝三丁目、雄勝町分浜字分浜及び雄勝町水浜字小浜の全部並びに字水浜及び字向の各一部  
 鮎川大町、鮎川浜下、鮎川浜新田、鮎川浜向馬隠沢、鮎川浜松林、鮎川浜松下、鮎川浜ママノ上、鮎川浜南、鮎川浜大子、鮎川浜一本杉、鮎川浜伊勢下、鮎川浜台畑、鮎川浜大台、鮎川浜寺前、鮎川浜北、鮎川浜寺下、鮎川浜熊野、鮎川浜林下、鮎川浜袈裟沢、鮎川浜笹ケ平、鮎川浜四ツ小谷、鮎川浜南沢、鮎川浜柳沢、鮎川浜大立山、鮎川浜炭焼山、鮎川浜大立北、鮎川浜湊川、鮎川浜十八成道、鮎川浜向田、鮎川浜出島、鮎川浜山鳥、鮎川浜万治下、鮎川浜根瀧山、鮎川浜内山、鮎川浜黒崎、鮎川浜駒ヶ峯、鮎川浜姥ヶ沢、鮎川浜鬼形山、鮎川浜清崎山、鮎川浜大立南、十八成浜葉ノ木沢、十八成浜葉ノ木沢入、十八成浜金剛畑、十八成浜金剛田、十八成浜十八成、十八成浜清崎長谷浜、十八成浜白浜、十八成浜山上、十八成浜山下、十八成浜前田、十八成浜二テ一ボ東、十八成浜二テ一ボ、十八成浜中平、十八成浜ボナラ石、十八成浜坂ノ上、十八成浜寺山、十八成浜中山、十八成浜太田山、十八成浜疣石山、十八成浜寺下入、十八成浜寺下、十八成浜青ノ角、十八成浜三本松、十八成浜大嵐山及び十八成浜清崎山の全部  
 宮城野区蒲生字町及び中野字高松の各一部

千四百七十三ヘクタールを縮小

九ヘクタールを拡大

大崎農業地域	大崎市	古川新田字銃後稔及び字前田の各一部	三ヘクタールを拡大
仙台農業地域	仙台市	青葉区上愛字新宮前及び下愛字観音堂の各一部	八ヘクタールを縮小
丸森農業地域	丸森町	字松の一部	一ヘクタールを拡大
大崎森林地域	大崎市	三本木蟻ヶ袋字山畑の一部	五ヘクタールを縮小
加美森林地域	加美町	谷地森字赤沼の一部	三ヘクタールを縮小
仙台森林地域	仙台市	青葉区芋沢字横向の一部	九十四ヘクタールを拡大
		青葉区芋沢字湯船沢及び字塩野沢の各一部	三ヘクタールを縮小
富谷森林地域	富谷町	一ノ関字臈合山の一部	八ヘクタールを縮小
大衡森林地域	大衡村	大森字上畑及び字幕ノ沢の各一部	四ヘクタールを縮小
加美自然保全地域	加美町	字鹿原荒沢及び字鹿原田谷地の全部並びに字鹿原上荒沢、字鹿原田谷地二ノ及び字鹿原上台野の各一部	七百五十五ヘクタールを拡大

○宮城県告示第二百七十九号

平成十六年宮城県告示第三百九十五号（衛生試験手数料条例第二条の規定による手数料の額）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十日

表一の項中「一、〇〇〇」を「一、一〇〇」に、

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「三薬剤以下、六〇〇」を「四薬剤以上、二、五〇〇」に、「一、四〇〇」を「一、五〇〇」に、「二五〇」を「三五〇」に改め、同表一の項中「四五〇」を「四〇〇」に改める。

○宮城県告示第二百八十号

ふるさと宮城の水循環保全条例（平成十六年宮城県条例第四十二号）第十三条第一項の規定により水道水源特定保全地域を次のとおり指定する。

平成二十二年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 名称

鳴瀬川流域水道水源特定保全地域

二 区域

大和町、色麻町及び加美町の区域のうち次の図に示す区域

「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（環境生活部環境対策課）及び関係町役場に備え置いて、公衆の縦覧に供する。

○宮城県告示第二百八十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五二〇〇〇四九
事業所の名称及び所在地	ウインディ広瀬川 仙台市青葉区荒巻字 三居沢一八
指定障害福祉サービスの種類	自立訓練（生活訓練）
設置者名	仙台市
指定年月日	平成二十二年 四月一日

○宮城県告示第二百八十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間の更新をした。

平成二十二年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

更新年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)				その他の規格	生産業者の氏名 又は名称	生産業者の住所	有効期限
				窒素全量	りん酸全量	加里全量	アルカリ分 く溶性苦土				
平成二十二年 二月十六日	第五四六号	混合有機質肥料	パイオノ有機P ER六・〇	六・〇	四・〇	二・五		含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	大成農材株式会社 宮城県石巻市魚町二丁目 二番五号	宮城県石巻市魚町二丁目 二番五号	平成二十五年 三月二十八日
平成二十二年 二月十六日	第五四七号	混合有機質肥料	パイオノ有機P ER六・五	六・五	四・〇	二・五		含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	大成農材株式会社 宮城県石巻市魚町一丁目 二番五号	宮城県石巻市魚町一丁目 二番五号	平成二十五年 三月二十八日
平成二十二年 三月十日	第五一六号	副産石灰肥料	四五・〇力キ殻 副産石灰肥料					含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	トムソンコーポ レーション株式会 社	東京都千代田区内神田一 丁目一八番一―号	平成二十八年 三月二十九日
平成二十二年 三月十六日	第四四五号	副産石灰肥料	四五・〇力キ副 産石灰マルチ 特号					含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	平塚富男	宮城県石巻市渡波字黄金 浜八五番一号	平成二十八年 三月十六日

○宮城県告示第二百八十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録事項に係る変更の届出があった。

平成二十二年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は 名称及び住所	変更の内容		変更年月日
				変更事項	変更前	
第四七八号	副産石灰肥料	かきから肥料	上野重彦	代表者の氏名の変 更	上野 利重	平成二十二年 一月二十二日
					上野 重彦	

第四七八号	副産石灰肥料	かきから肥料	上野重彦	代表者住所の変更	気仙沼市中みなと町三六番二号	平成二十二年一月二十一日
第五五四号	副産石灰肥料	ターボS	岩水石灰工業株式会社	代表者の氏名の変更	鈴木 輔	平成二十二年二月八日
					鈴木 宏人	

○宮城県告示第二百八十四号  
 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。  
 平成二十二年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

失効年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	生産業者の氏名 又は名称	生産業者の住所
				窒素全量	りん酸全量	加里全量			
平成二十二年二月十六日	第五四八号	混合有機質肥料	バイオノ有機P ES六・五	六・五	三・五	二・〇	含有を許される有害成分の最大量は及びその他の制限事項は公定規格のとおり。	大成農材株式会社	広島県広島市東区戸坂新町二丁目十四番十四号
平成二十二年二月十六日	第五四九号	混合有機質肥料	バイオノ有機P ES七・〇	七・〇	三・五	二・〇	含有を許される有害成分の最大量は及びその他の制限事項は公定規格のとおり。	大成農材株式会社	広島県広島市東区戸坂新町二丁目十四番十四号
平成二十二年二月十六日	第五〇〇号	混合有機質肥料	バイオノ有機S R	七・〇	二・五	二・〇	含有を許される有害成分の最大量は及びその他の制限事項は公定規格のとおり。	大成農材株式会社	広島県広島市東区戸坂新町二丁目十四番十四号

○宮城県告示第二百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営五ヶ村堀地区土地改良事業（かんがい排水事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称  
 土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年四月一日から平成二十二年四月二十八日まで

三 縦覧場所  
 登米市役所

○宮城県告示第二百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営七ヶ宿二期地区土地改良事業（中山間地域総合整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。



平成二十二年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年四月一日から平成二十二年四月二十八日まで

三 縦覧場所

七ヶ宿町役場

○宮城県告示第二百八十七号

県営桜場地地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年四月一日から平成二十二年四月二十八日まで

三 縦覧場所

登米市役所及び登米市中田総合支所

○宮城県告示第二百八十八号

県営中田南部地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用す

る同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年四月一日から平成二十二年四月二十八日まで

三 縦覧場所

登米市役所及び登米市中田総合支所

○宮城県告示第二百八十九号

県営牛橋地区土地改良事業（かんがい排水事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年四月一日から平成二十二年四月二十八日まで

三 縦覧場所

山元町役場及び亘理町役場



(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百九十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

平成二十二年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 免許年月日

平成二十二年三月二十四日

二 免許を受けた者の名称

宮城県

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(1) 位置

第三種渡波漁港区域内

石巻市渡波字祝田藤ヶ崎一番五、同一番三、字佐須藤ヶ崎一番三、同八〇番地に隣接する公

有水面

(2) 区域

次の①の地点から③の地点までを順次に結んだ線、③の地点から四五度〇一分五一秒三六・三七メートル地点を中心とする半径三六・三七メートルの円周で③の地点と④の地点とを結ぶ西側の円弧、④の地点との地点を順次に結んだ線及び③の地点と①の地点を結ぶ平成二十年の秋分の日の満潮位（DL+1.33メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

①の地点 石巻市渡波字佐須藤ヶ崎八〇番地に設置した基点、1（北緯三八度二四分二一・

二〇四五秒、東経一四一度二分五・八五三八秒）から 六二度〇七分一九秒 七

一・〇五メートルの地点

②の地点 ①の地点から 二三〇度四分二八秒 一四・一八メートルの地点

③の地点 ②の地点から 三二度三八分二五秒 一・四〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から 三四三度三十五〇秒 三四・七八メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 九度四分二四秒 六・五七メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 八度三一分四〇秒 二〇・〇〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 六度〇九分〇一秒 二〇・〇〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 七度二六分二秒 二〇・〇〇メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 七度〇七分二七秒 二〇・〇〇メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 六度五三分四二秒 二〇・〇〇メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から 三三九度四七分一七秒 五・四四メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から 四六度〇三分四二秒 五・五五メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から 五四度四三分二五秒 一〇・四四メートルの地点

(3) 面積  
一、七二三・五一平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

第三種渡波漁港区域内

石巻市渡波字祝田藤ヶ崎一番五、同一番三、字佐須藤ヶ崎一番二、同一番三、同八〇番地及

び同地に隣接する公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とケの地点を結んだ線により囲まれた区域。

アの地点 石巻市渡波字佐須藤ヶ崎八〇番地に設置した基点、1（北緯三八度二四分二一・

二〇四五秒、東経一四一度二分五・八五三八秒）から 七二度二三分〇三秒 四

六・七三メートルの地点

イの地点 アの地点から 三一八度五七分〇八秒 二〇・六三メートルの地点

ウの地点 イの地点から 三四六度二分四二秒 一六・九四メートルの地点

エの地点 ウの地点から 七度〇〇分一六秒 一四〇・六七メートルの地点

オの地点 エの地点から 九七度二分二二秒 二五・八六メートルの地点

- 力の地点 オの地点から 一六九度三七分三一秒 九・一九メートルの地点
- キの地点 カの地点から 一八七度四五分三三秒 一〇四・七九メートルの地点
- クの地点 キの地点から 一七七度五〇分五七七秒 一一・六六メートルの地点
- ケの地点 クの地点から 一五六度五九分四一秒 二六・二二メートルの地点

(3) 面積

四 埋立地の用途

文化施設用地

○宮城県告示第二百九十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

平成二十二年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

平成二十二年三月二十四日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

女川町

三 埋立区域

1 位置

第一種小屋取漁港区域内

牡鹿郡女川町塚浜字小屋取七十八番に隣接する公有水面

2 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び(イ)点と(ハ)点を結ぶ平成十九年の秋分の満潮位DL+1・五〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(イ)点 牡鹿郡女川町塚浜字小屋取七十八番地内に設置した基点（北緯三八度二四分二九秒、東

経 四一度三〇分〇九秒）から 一三五度二九分四七秒 三九・〇八メートルの地点

(ロ)点 (イ)点から 一七〇度一六分三一秒 九一・三八メートルの地点

(ハ)点 (ロ)点から 二六〇度三三分三九秒 八・八五メートルの地点

(ニ)点 (ハ)点から 三五〇度一四分一五秒 八四・八八メートルの地点

(ホ)点 (ニ)点から 二六〇度一七分二五秒 二・三三メートルの地点

(ヘ)点 (ホ)点から 三五〇度〇九分五九秒 一〇・一七メートルの地点

3 面積

八三六・六一平方メートル

四 免許の年月日及び番号

平成二十年二月一日 宮城県（水整）指令第三十六号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市又は町

女川町

○宮城県告示第二百九十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十二年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十二年三月十九日

二 商号又は名称等

株式会社アサヒ 今野 雅三	九塩竈市舟入一丁目六	般・二十 第一万五千 十四号	一全部廃業 土木工事業	平成二十二年 二月十五日
株式会社エム・ ケイ 木町 元信	仙台市青葉区上愛子字 北原道上十一・十九	般・十八 第一万三千八 百八十七号	一全部廃業 一般建設業 土木工事業 石工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十二年 二月二十二日
有限会社恵装建 鈴木 弘恵	仙台市若林区大和町五 丁目四・二十五・六百	般・十九 第一万三千七 百七十七号	一全部廃業 一般建設業 内装仕上工事業	平成二十二年 二月十七日
堀江工務店株式 会社 千葉 義男	大崎市古川穂波一丁目 三・十二	般・十七 第七千八百三 十二号	一全部廃業 一般建設業 左官工事業 石工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 建具工事業	平成二十二年 二月二十六日
株式会社涉彰建 設 澁谷 彰一	仙台市青葉区八幡二丁 目三・六	般・特・十八 第六千九百六十 六号	一全部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十二年 一月十七日
商号又は名称及 び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設 許可番 号	申請区分及び許可 を取り消した建設 工事の種類	受付年月日

宮城森林産業協 同組合 遠藤 博幸	仙台市青葉区上杉三丁目三・十六	般、十九 第一万七千九 百二十九号	全部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十二年 二月二十六日
株式会社鈴隆 鈴木 隆義	岩沼市押分字西土手百 ・五	般、十七 第一万七千四 百二十一号	一部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	平成二十二年 二月二十六日
有限会社丸由建 築設計事務所 伊藤 義輝	仙台市宮城野区蟹沢三 ・十一	般、十八 第一万六千五 百一十一号	全部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十二年 二月十六日
株式会社富田建 設 富田 明弘	仙台市泉区館二丁目一 ・七	般、十七 第一万六千八 十五号	全部廃業 一般建設業 土木工事業	平成二十二年 二月二十六日
山建株式会社 千葉 一義	栗原市花山字本沢松田 二十三・三	般、十六 第一万五千八 百四十七号	一部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 屋根工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十二年 二月十九日
			とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第二百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を  
変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部  
土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

一 道路の種類 県道

二 路線名 文字上尾松線

三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
栗原市栗駒文字新荒砥沢三番一地先 から 同市栗駒文字鷺の巣三番地先まで		前A 後B	五・〇 二五・〇 三・五 七・八	九四二・六 九四二・六 七八三・七	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。 後Bの区間 はみなし供用

○宮城県告示第二百九十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定  
により、仙台塩釜港仙台区の新たな港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成二十二年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種 類	施設名	位 置	用 途	構 造	数量・能力
臨港交通施設	ふ頭四号線	仙台市宮城野区		アスファルト 舗装	延長一九五メートル
臨港交通施設	ふ頭五号線	仙台市宮城野区		アスファルト 舗装	延長四四〇メートル
臨港交通施設	ふ頭六号線	仙台市宮城野区		アスファルト 舗装	延長二四九メートル
港湾環境整備 施設	中野緑地	仙台市宮城野区	修景緑 地		面積一三、〇〇五平 方メートル
港湾環境整備 施設	向洋海浜公園	仙台市宮城野区	親水緑 地		面積三二、〇〇〇平 方メートル

○宮城県告示第二百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画  
の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年三月三十日

一 施行者の名称

松島町

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

<p>1 種類 松島観光都市計画道路事業</p> <p>2 名称 三・四・八号 根廻磯崎線</p> <p>三 事業施行期間 平成十年二月二十七日から平成二十九年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分 変更なし</p> <p>2 使用の部分 変更なし</p> <p>一 施行者の名称 気仙沼市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称</p> <p>1 種類 気仙沼都市計画下水道事業</p> <p>2 名称 気仙沼市公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 「昭和四十八年九月二十九日から平成二十三年三月三十一日まで」を「昭和四十八年九月二十九日から平成二十九年三月三十一日まで」に変更する。</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分 変更なし</p> <p>2 使用の部分 変更なし</p>	<p>○宮城県告示第二百九十九号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成二十二年三月三十日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>
<p>一 施行者の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称</p> <p>1 種類 「若柳都市計画下水道事業」、「築館都市計画下水道事業」及び「栗駒都市計画下水道事業」を</p>	<p>○宮城県告示第三百号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成二十二年三月三十日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 施行者の名称 「石越町」を「登米市」に変更する。</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称</p> <p>1 種類 「若柳都市計画下水道事業」を「栗原都市計画下水道事業」に変更する。</p> <p>2 名称 「石越町流域関連特定環境保全公共下水道」を「登米市流域関連特定環境保全公共下水道」に変更する。</p> <p>三 事業施行期間 「平成五年十二月十五日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成五年十二月十五日から平成二十七年三月三十一日まで」に変更する。</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分 なし</p> <p>2 使用の部分 なし</p> <p>○宮城県告示第三百一号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成二十二年三月三十日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 施行者の名称 「若柳町」、「金成町」、「築館町」、「志波姫町」及び「栗駒町」を「栗原市」に変更する。</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称</p> <p>1 種類 「若柳都市計画下水道事業」、「築館都市計画下水道事業」及び「栗駒都市計画下水道事業」を</p>

「栗原都市計画下水道事業」に変更し、「鷺沢都市計画下水道事業」を削除する。

2 名称

「若柳町流域関連公共下水道」及び「築館町流域関連公共下水道」を「栗原市流域関連公共下水道」に変更し、「金成町流域関連特定環境保全公共下水道」、「志波姫町流域関連特定環境保全公共下水道」及び「栗駒町流域関連特定環境保全公共下水道」を「栗原市流域関連特定環境保全公共下水道」に変更し、「鷺沢町特定環境保全公共下水道」を削除する。

三 事業施行期間

「平成六年一月十四日から平成二十二年三月三十一日まで」、「平成六年三月十四日から平成二十二年三月三十一日まで」、「平成六年八月十七日から平成二十二年三月三十一日まで」、「平成六年一月十四日から平成二十二年三月三十一日まで」及び「平成六年八月十七日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成六年一月十四日から平成二十七年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第三百二二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の二十一第二項の規定により、指定確認検査機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十二年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 届出者の名称

財団法人宮城県建築住宅センター

二 変更後の届出者の確認検査の業務を行う事務所の所在地

(1) 仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号

(2) 大崎市古川旭四丁目三番二十四号

三 変更しようとする年月日

平成二十二年四月一日

○宮城県告示第三百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、津山土地改良区役員 の 就 任 に つ い て、 次 の と お り 届 出 が あ っ た。

平成二十二年三月三十日

宮城県東部地方振興事務所

所長 東 野 真 人

就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十二年三月二十三日	佐々木 一 男	登米市津山町柳津字幣崎八十三番地	理事

○宮城県告示第三百四四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、登米市が行う土地改良事業（中田地区）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年三月三十日

宮城県東部地方振興事務所

所長 東 野 真 人

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（中田地区）変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年四月一日から平成二十二年四月二十八日まで

三 縦覧場所

登米市役所及び登米市中田総合支所

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第三号

工業用水道施設管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 幸 男

工業用水道施設管理規程の一部を改正する管理規程

工業用水道施設管理規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「三回」を「一回」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第四号

仙台湾国際ビジネスサポートセンター管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 幸 男

仙台湾国際ビジネスサポートセンター管理規程の一部を改正する管理規程

仙台湾国際ビジネスサポートセンター管理規程（平成十一年宮城県企業局管理規程第九号）の一部

を次のように改正する。

第四条第三項第八号を次のように改める。

八 転貸、権利譲渡、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二十条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益となる貸室等の使用等の禁止

第四条第三項第十号中「解約」を「解除」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（意見の聴取）

第四条の二 管理者は、前条第一項の規定により入居申込書を徴した場合において、必要があると認めるときは、当該入居申込書による申込みに係る貸室等の貸借における使用が暴力団の利益となる

使用となるかどうかについて、宮城県警察本部長に意見を聴くことができる。

第二十四条中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の

次に次の一号を加える。

九 暴力団の利益となる使用をしないこと。

第二十六条中「第十二号」を「第十三号」に改める。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（意見の聴取）

第二十六条の二 管理者は、第十八条第一項の規定によるホール等使用申込書又は第十九条の規定に

よるホール等使用承諾変更申込書（以下この条において「申込書」と総称する。）の提出があった

場合において、必要があると認めるときは、当該申込書による申込みに係るホール等の使用が暴力

団の利益となるかどうかについて、宮城県警察本部長に意見を聴くことができる。

様式第一号中

「 (6) 決算関連書類（3か年分）：貸借対照表、損益計算書

担当部署名：

担当者氏名：

連絡先：

を

「 (6) 決算関連書類（3か年分）：貸借対照表、損益計算書

担当部署名：

担当者氏名：

連絡先：

備考

1 貸室等を貸借するに当たり、又は貸借した後、必要があると認める場合は、仙台湾国際

ビジネスサポートセンター管理規程第4条の2の規定により、この申込みに係る貸室等の貸

借における使用が暴力団の利益となるかどうかについて、宮城県警察本部長に対し、この申

込みに関する情報を提供して、その意見を聴くことがあります。

2 貸室等を貸借した後、借受人が暴力団の利益となる当該貸室等の使用をしていることが

判明した場合は、仙台湾国際ビジネスサポートセンター管理規程第4条第3項の規定による

契約書で定めるところにより、当該貸室等の貸借に係る契約を解除します。

に改める。

様式第七号中

「 \*欄には記入しないでください。」

を

1 \*欄には記入しないでください。

2 使用を承諾するに当たり、又は承諾をした後に、必要があると認める場合は、仙台湾国際

ビジネスサポートセンター管理規程第26条の2の規定により、この申込みに係るホール

等の使用が暴力団の利益となるかどうかについて、宮城県警察本部長に対し、この申込み

に関する情報を提供して、その意見を聴くことがあります。

3 使用を承諾した後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、仙台湾国際

ビジネスサポートセンター管理規程第25条第1項の規定により、その使用の承諾を取り消

し、又は使用を停止します。

に改める。

様式第八号中



「2 返還額がある場合は、申込者欄に押印してください。」

「2 返還額がある場合は、申込者欄に押印してください。」

3 使用の変更を承諾するに当たり、又は承諾をした後に、必要があると認める場合は、仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程第26条の2の規定により、この申込みに係るホール等の使用が暴力団の利益となるかどうかについて、宮城県警察本部長に対し、この申込みに関する情報を提供して、その意見を聴くことがあります。

4 使用の変更を承諾した後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程第25条第1項の規定により、その使用の承諾を取り消し、又は使用を停止します。

「2」

「2」

「2」

宮城県庁

○宮城県監査委員告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等の監査の結果は次のとおりです。

平成22年3月30日

宮城県監査委員	内 海	太 克
宮城県監査委員	佐々木 敏	克
宮城県監査委員	遊 佐	勘左衛門
宮城県監査委員	工 藤	鏡 子

1 監査実施団体及び監査実施年月日並びに事業概要等

下記2のとおり

2 監査結果

平成20年度の出納その他の事務の執行について実施しました。

その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については各団体に注意をしました。

記

団 体 名	実施年月日	監 査 の 結 果 等
社団法人 みやぎ原種苗センター	21.11.10	<p>1 団体の事業概要 農家からの需要に迅速に対応できる優良種子・種苗の生産供給体制の確立に努め、品質及び生産性の優れた原種苗を供給するための事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 500,000,000円（基本財産 900,000,000円）</p> <p>3 監査の結果 (1) 特定資産等の取扱いにおいて、不適切な取扱いが認められたので、改善する必要がある。 (2) 主要農作物種子備蓄事業の備蓄種子に関する事務において、不適切な取扱いが認められたので、改善する必要がある。</p>
宮城県道路公社	21.11.11	<p>1 団体の事業概要 地方的な幹線道路の整備を促進し交通の円滑化を図るため、道路の新設、改築、維持、修繕の事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 17,416,125,000円（出資金 21,836,000,000円） 〔負担金〕 地方公共団体関係団体共済組合県負担金 4,683,249円 〔債務保証〕 債務保証契約に係る平成20年度未借入金残高 12,778,015,624円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>
地方独立行政法人 宮城県立こども病院	21.11.12	<p>1 団体の事業概要 妊娠、出産から思春期、成人に至る子ども全ての成長過程において、高度で専門的な医療の提供を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 1,234,086,843円（資本金 1,234,086,843円） 〔負担金〕 宮城県立こども病院運営費負担金 2,191,747,000円</p>

<p>社団法人 宮城県林業公社</p>	<p>21. 12. 16</p>	<p>〔貸付金〕 運営費貸付金（短期） 250,000,000円 長期貸付金に係る平成20年度未残高 9,267,937,411円</p> <p>3 監査の結果 経営努力が認められるものの3期連続の当期純損失の計上が認められたので、経営改善を進める必要がある。</p>	<p>財団法人 宮城県下水道公社</p>	<p>21. 12. 17</p>	<p>宮城県民会館（東京エレクトロホール宮城） 126,352,000円</p> <p>3 監査の結果 貸借対照表において、無形固定資産（ソフトウェア）の計上漏れが認められたので、改善する必要がある。</p>
<p>1 団体の事業概要 県土の保全、森林資源の造成などを図るため、造林及び育林等に関する事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 100,000,000円（基本財産 125,452,095円） 〔補助金〕 公的森林整備推進事業補助金 112,465,544円 流域広域保全林整備事業補助金 291,119円 森林整備活性化事業補助金 2,157,374円 〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成20年度未残高 11,240,161,000円 〔損失補償〕 損失補償契約に係る平成20年度未借入金残高 5,027,433,627円 〔公の施設の管理〕 宮城県蔵王野鳥の森自然観察センター 23,952,000円 3 監査の結果 (1) 収支計算書において3期連続の損失を計上するほか多額の累積債務16,267百万円（うち県借入金11,240百万円）が認められたので、経営改善を進める必要がある。 (2) 貸借対照表に有価証券（株式）の価額が適正に計上されていないことが認められたので、改善する必要がある。</p>	<p>21. 12. 17</p>	<p>1 団体の事業概要 文化活動の一層の活性化を図るため、文化意識啓発事業及び文化情報提供事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 1,155,000,000円（基本財産 1,158,000,000円） 〔公の施設の管理〕</p>	<p>財団法人 石巻湾漁業振興基金</p>	<p>21. 12. 22</p>	<p>1 団体の事業概要 石巻湾海域における漁業経営の安定を図るため、石巻副港の建設及び石巻港に入出港する船舶により生じた漁業被害に対する助成等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 330,000,000円（基本財産 550,000,000円） 3 監査の結果</p>
<p>財団法人 宮城県フエリー埠頭公社</p>	<p>21. 12. 18</p>	<p>1 団体の事業概要 仙台塩釜港におけるフエリー埠頭の管理運営事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 20,000,000円（基本財産 20,000,000円） 〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成20年度未残高 113,824,000円 〔損失補償〕 損失補償契約に係る平成20年度未借入金残高 285,390,000円 3 公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>財団法人 石巻湾漁業振興基金</p>	<p>21. 12. 22</p>	<p>1 団体の事業概要 石巻湾海域における漁業経営の安定を図るため、石巻副港の建設及び石巻港に入出港する船舶により生じた漁業被害に対する助成等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 330,000,000円（基本財産 550,000,000円） 3 監査の結果</p>

	<p>宮城県住宅供給公社</p> <p>22. 1. 19</p>	<p>県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>
<p>宮城県住宅供給公社</p> <p>22. 1. 19</p>	<p>1 団体の事業概要 住民の生活の安定を図るため、住宅不足の著しい地域において居住環境の良好な集団住宅及び宅地の供給事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>〔出資金〕 20,500,000円（資本金 21,850,000円）</p> <p>〔補助金〕 ゆとりある住まいづくり推進事業補助金 98,000円</p> <p>〔負担金〕 地方公共団体関係団体共済組合県負担金 4,241,784円</p> <p>〔貸付金〕 仙台北部中核都市建設促進事業資金貸付金（短期） 200,000,000円</p> <p>長期貸付金に係る平成20年度未残高 2,120,000円</p> <p>〔損失補償〕 損失補償契約に係る平成20年度未借入金残高 19,926,000,000円</p> <p>3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>1 団体の事業概要 又スポーツの振興及び県民の体力向上等を図るため、体育関係諸団体相互の連携及び競技力向上対策事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>〔出資金〕 75,000,000円（基本財産 137,060,000円）</p> <p>〔補助金〕 又スポーツ選手強化対策費補助金 151,939,271円 東北総合体育大会参加補助金 25,707,197円 国民体育大会参加補助金（本大会） 61,078,632円 国民体育大会参加補助金（冬季大会） 6,147,358円 地域又スポーツ活動推進費補助金 4,068,568円 又スポーツ少年団活動費補助金 1,150,000円</p> <p>3 監査の結果 特別会計の廃止処理において、不適切な処理が認められたので、改善する必要がある。</p>
<p>財団法人 宮城県体育協会</p> <p>22. 1. 19</p>	<p>1 団体の事業概要 又スポーツの振興及び県民の体力向上等を図るため、体育関係諸団体相互の連携及び競技力向上対策事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>〔出資金〕 75,000,000円（基本財産 137,060,000円）</p> <p>〔補助金〕 又スポーツ選手強化対策費補助金 151,939,271円 東北総合体育大会参加補助金 25,707,197円 国民体育大会参加補助金（本大会） 61,078,632円 国民体育大会参加補助金（冬季大会） 6,147,358円 地域又スポーツ活動推進費補助金 4,068,568円 又スポーツ少年団活動費補助金 1,150,000円</p> <p>3 監査の結果 特別会計の廃止処理において、不適切な処理が認められたので、改善する必要がある。</p>	<p>1 団体の事業概要 七ヶ宿ダム自然休養公園施設管理運営事業及び七ヶ宿ダムの水質保全啓発事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>〔出資金〕 150,000,000円（基本財産 302,000,000円）</p> <p>3 監査の結果 財務諸表等の計数及び注記の不備が認められたので、改善する必要がある。</p>
<p>財団法人 七ヶ宿ダム自然休養公園管理財団</p> <p>21. 11. 11</p>	<p>1 団体の事業概要 七ヶ宿ダム自然休養公園施設の維持管理運営事業及び七ヶ宿ダムの水質保全啓発事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>〔出資金〕 150,000,000円（基本財産 302,000,000円）</p> <p>3 監査の結果 財務諸表等の計数及び注記の不備が認められたので、改善する必要がある。</p>	<p>1 団体の事業概要 農業経営の安定を図るため、農地保有の合理化促進及び農畜産業の振興に関する事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>〔出資金〕 472,600,000円（基本財産 922,200,000円）</p> <p>〔補助金〕 農地保有合理化促進対策費補助金 96,292,000円 畜産環境総合整備事業費補助金 487,905,000円</p> <p>〔交付金〕 強い農業づくり交付金 4,935,000円</p> <p>〔貸付金〕 公共牧場経営基盤強化対策事業資金貸付金（短期） 100,000,000円</p> <p>長期貸付金に係る平成20年度未残高 4,200,000円</p> <p>〔損失補償〕 損失補償契約に係る平成20年度未借入金残高 880,970,783円</p> <p>〔公の施設の管理〕 宮城県岩出山牧場 88,810,700円</p> <p>3 監査の結果 (1) 正味財産が出資金を下回っていると認められたので、改善する必要がある。 (2) 農地保有合理化関連事業において、未収金縮減に努力しているものの、なお多額の延滞未収金が認められたので、引き続き収納促進に努める必要がある。 (3) 退職給付引当金及び売買損失引当金の計上不足が認められたので、改善する必要がある。</p>
<p>財団法人 宮城県農業公社</p> <p>22. 1. 20</p>	<p>1 団体の事業概要 農業経営の安定を図るため、農地保有の合理化促進及び農畜産業の振興に関する事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>〔出資金〕 472,600,000円（基本財産 922,200,000円）</p> <p>〔補助金〕 農地保有合理化促進対策費補助金 96,292,000円 畜産環境総合整備事業費補助金 487,905,000円</p> <p>〔交付金〕 強い農業づくり交付金 4,935,000円</p> <p>〔貸付金〕 公共牧場経営基盤強化対策事業資金貸付金（短期） 100,000,000円</p> <p>長期貸付金に係る平成20年度未残高 4,200,000円</p> <p>〔損失補償〕 損失補償契約に係る平成20年度未借入金残高 880,970,783円</p> <p>〔公の施設の管理〕 宮城県岩出山牧場 88,810,700円</p> <p>3 監査の結果 (1) 正味財産が出資金を下回っていると認められたので、改善する必要がある。 (2) 農地保有合理化関連事業において、未収金縮減に努力しているものの、なお多額の延滞未収金が認められたので、引き続き収納促進に努める必要がある。 (3) 退職給付引当金及び売買損失引当金の計上不足が認められたので、改善する必要がある。</p>	<p>1 団体の事業概要 七ヶ宿ダム自然休養公園施設の維持管理運営事業及び七ヶ宿ダムの水質保全啓発事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>〔出資金〕 150,000,000円（基本財産 302,000,000円）</p> <p>3 監査の結果 財務諸表等の計数及び注記の不備が認められたので、改善する必要がある。</p>

<p>みやぎ建設総合センター</p>		<p>建設産業の構造改善を促進するため、人材育成・能力向上事業、情報化推進事業及び技術開発・研究事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 150,000,000円（基本財産 325,000,000円）</p> <p>3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>財団法人 宮城県伊豆沼・内沼 環境保全財団</p>	<p>21. 11. 12</p>	<p>1 団体の事業概要 伊豆沼・内沼の自然環境保全及び活用に関する普及啓発事業、保全企画事業、県が設置する宮城県伊豆沼・内沼サソクチュアリセンターの管理運営事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 100,000,000円（基本財産 259,881,618円） 〔公の施設の利用〕 宮城県伊豆沼・内沼サソクチュアリセンター 27,826,000円</p> <p>3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>財団法人 みやぎ林業活性化基金</p>	<p>21. 12. 16</p>	<p>1 団体の事業概要 森林の適正管理及び林業労働者の育成確保を図るため、普及啓発事業、就業環境改善対策事業及び林業労働力確保支援センター事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 250,000,000円（基本財産 500,300,000円） 〔補助金〕 森林整備担い手対策基金事業補助金 9,200,000円 森林整備担い手対策基金事業（林業労働力確保支援センター支援）補助金 1,900,000円 〔交付金〕 宮城県森林・林業・木材産業づくり交付金 280,000円</p> <p>3 監査の結果 財務諸表において、計数等の誤りが認められたので、改善する必要がある。</p>
<p>宮城県開発株式会社</p>	<p>21. 12. 18</p>	<p>1 団体の事業概要</p>
<p>石巻港における倉庫業としての輸入木材保管業務、船舶給水事業及び砕石供給販売事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 30,000,000円（資本金 90,000,000円）</p> <p>3 監査の結果 退職給付引当金の計上不足が認められたので、改善する必要がある。</p>	<p>21. 12. 24</p>	<p>1 団体の事業概要 主要青果物生産の安定的拡大と生産農家の経営安定を図るため、生産者及び農業関係団体等が負担した補償準備金を基に出荷販売価格の低落に際し、これを補てんする相互補償事業を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 172,000,000円（基本財産 414,080,000円） 〔補助金〕 青果物価格安定対策事業補助金 609,234円</p> <p>3 監査の結果 会計処理規程に基づく総勘定元帳、仕訳帳及び振替伝票の整備に不備が認められたので、改善する必要がある。</p>
<p>社団法人 宮城県青果物価格安定相互補償協会</p>	<p>22. 1. 20</p>	<p>1 事業概要 中小漁業者が金融機関から資金を借り入れるに当たり、債務を保証する保証業務を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 811,250,000円（基本財産 2,795,211,376円） 〔損失補償〕 損失補償契約に係る平成20年度未借入金残高 422,000,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>
<p>宮城県漁業信用基金協会</p>	<p>22. 2. 8</p>	<p>1 団体の事業概要 鉄道事業法に基づく第一種鉄道事業者として、阿武隈急行線の運行管理事業を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 384,000,000円（資本金 1,500,000,000円）</p>
<p>阿武隈急行株式会社</p>		

		<p>〔補助金〕</p> <p>鉄道道近代化設備整備事業費補助金 13,669,877円 阿武隈急行緊急保安整備事業費等補助金22,585,000円</p> <p>3 監査の結果 経営努力が認められるものの繰越欠損金が多額となっていることから、旅客収入の確保及び費用の削減等により経営改善を進める必要がある。</p>	<p>学校法人 清野学園</p>	<p>22. 1. 20</p>	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、幼稚園を設置運営している。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 55,399,000円 私立学校教育改革推進特別経費補助金 3,960,000円</p> <p>3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>宮城県信用保証協会</p>	<p>22. 2. 9</p>	<p>1 事業概要 中小企業者等が金融機関から資金を借り入れるに当たり、債務を保証する保証業務を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 7,387,642,000円（基本財産 19,965,666,858円） 〔補助金〕 宮城県信用保証協会経営基盤強化対策事業費補助金 81,791,787円</p> <p>〔損失補償〕 損失補償契約に係る平成20年度未借入金残高 2,720,963,454円</p> <p>3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>学校法人 畠山学園</p>	<p>22. 1. 22</p>	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、高等学校を設置運営している。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 176,790,000円 私立高等学校授業料軽減事業補助金 10,176,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>
<p>学校法人 聖トミニコ学院</p>	<p>22. 1. 14</p>	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、幼稚園、小学校及び高等学校を設置運営している。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 213,067,000円 私立高等学校授業料軽減事業補助金 8,780,000円 私立学校教育改革推進特別経費補助金 2,720,000円 私立幼稚園教育改革推進特別経費補助金 392,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>	<p>宮城県土地改良事業 団体連合会</p>	<p>22. 2. 9</p>	<p>1 団体の事業概要 土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保するため、土地改良事業に関する調査設計、研究及び技術指導等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 水土保全強化対策事業補助金 5,278,000円 団体営調査設計事業補助金 2,988,000円 土地改良区統合整備推進事業補助金 600,000円 農業用水水源地域保全対策事業補助金 7,000,000円 土地改良施設維持管理適正化事業補助金87,912,000円 基幹水利施設管理技術者育成支援事業補助金 29,500,000円</p> <p>土地改良負担金償還平準化事業補助金 6,103,710円 担い手育成支援事業補助金 23,341,000円 〔損失補償〕</p>
<p>学校法人 聖光学園</p>	<p>22. 1. 19</p>	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、幼稚園を設置運営している。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 48,384,000円</p>			

<p>特定非営利活動法人 社の伝言板ゆるる</p>	<p>22. 2. 2</p>	<p>損失補償契約に係る平成20年度未借入金残高 679,258,780円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>
<p>東北緑化環境保全 株式会社</p>	<p>22. 2. 2</p>	<p>1 団体の事業概要 NPO（民間非営利活動組織）やボランティア団体等が活動しやすい環境づくり及び地域の人がボランティアに参加しやすい環境づくりに寄与するため、情報収集と提供、講座・研修等の企画・運営、市民団体等に対する支援等を行うほか、県が設置する宮城県民間非営利活動プログラザの管理運営事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県民間非営利活動プログラザ 34,700,000円 3 監査の結果 (1) 宮城県民間非営利活動プログラザ指定管理業務において、利用料金の免除処理に不適切な取り扱いが認められたので、改善する必要がある。 (2) 宮城県民間非営利活動プログラザ指定管理業務の支出手続きにおいて、会計規程に沿った処理がなされていないものか認められたので、改善する必要がある。</p>
<p>社会福祉法人 宮城県身体障害者福祉協会</p>	<p>22. 2. 3</p>	<p>1 団体の事業概要 障害者福祉の増進を図るため、授産施設等の設置経営等を行うほか、県が設置する宮城県障害者福祉センター等の管理運営事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県障害者福祉センター 47,284,000円 宮城県身体障害者総合体育センター 29,369,000円</p>
<p>財団法人 宮城県母子福祉連合会</p>	<p>22. 2. 3</p>	<p>3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>東洋緑化株式会社</p>	<p>22. 2. 10</p>	<p>1 団体の事業概要 特定建設業者として造園工事等の請け負い、県が設置する矢本海浜緑地の管理運営事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 矢本海浜緑地 21,500,000円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>株式会社 泉パークタウン サービズ</p>	<p>22. 2. 10</p>	<p>1 団体の事業概要 特定建設業者として造園工事等の請け負い、県が設置する宮城県総合運動公園（緑地部分）の管理運営事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県総合運動公園（緑地部分） 26,600,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>

（注）県の財政的援助等の内容の「出資金」は、平成20年度末における出資金総額を示し、「補助金」、「貸付金」及び「公の施設の管理」等は、平成20年度における支出額等を示している。  
○宮城県監査委員告示第21号  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した「収入証紙制度について」に係る監査結果を次のとおり公表する。

平成22年3月30日

宮城県監査委員 内海 太  
 宮城県監査委員 佐々木 敏 克  
 宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門  
 宮城県監査委員 工藤 鏡 子

第1 監査の対象及び目的

1 監査の対象

収入証紙制度について

2 監査の目的

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、証紙条例施行後45年が経過した現行の収入証紙制度における課題、問題点等について検証する。

第2 監査の概要

1 監査の対象

手数料条例又は個別の条例に基づき、宮城県収入証紙（以下「証紙」という。）により納入することとされている手数料及び使用料の収納事務等とした。

2 監査対象機関

(1) 出納局会計課

(2) 売りさばき機関及び平成20年度の証紙貼用実績額が5千万円以上の課並びに関係する地方機関の中から抽出した14機関

3 実施期間

平成21年11月から平成22年3月まで

4 監査の方法

監査は、監査対象機関から事前に提出された行政監査調書等により、事務局職員による事前調査を行い、その結果を踏まえて委員による監査を実施した。

5 監査の着眼点

(1) 売りさばき人の指定等の状況について

(2) 証紙の出納状況について

(3) 売りさばき手数料について

(4) 申請書等の提出状況について

(5) 証紙により徴収する手数料について

(6) 課題と今後の対応について

6 その他

監査対象機関の庁舎内に売りさばき所を設置している一般売りさばき人4機関及び特認売りさばき人の支店の中から抽出した2機関並びに一般利用者として1法人から、証紙制度に関して参考意見を聴取した。

第3 監査の結果

1 本県における証紙制度の導入

(1) 証紙制度

証紙制度とは、現金以外の納入方法の一つで、県が印刷する証紙を売りさばき人等を通して県民等が証紙を購入し、申請書等に貼付することによって、現金による納入の手続きが省略できる制度をいう。

(2) 導入の背景

昭和38年の地方自治法改正前においては、歳入の収納は現金で行うのが原則であったが、現金主義の建前を固執することは、住民にとっても普通公共団体にとっても非常に不便をきたす場合があった。そのため、現金主義の例外的取扱いを認めた明確な規定がなかったにもかかわらず、大多数の普通公共団体が必要に迫られて昭和38年の改正前の地方自治法施行令第148条ただし書の規定中「納額告知書又は納付書により難いもの」を根拠として規則の定めるところにより証紙による収入の方法を採用していたが、昭和38年の地方自治法改正により、証紙による収入の方法が制度として明定された。本県においては、証紙条例が昭和39年3月26日に公布され、同年4月1日から施行されている。

2 証紙により納入する手数料等

(1) 証紙により納入する手数料等

証紙により納入する手数料等は、手数料条例、県税条例及び公安委員会関係手数料条例等の個別の条例において定められている使用料及び手数料並びに狩猟税となっている。

特に、手数料条例に規定する293種類の手数料のうち、286種類（約98%）の手数料については、証紙により納付することが定められている。

(2) 証紙による納入方法

証紙により納入する使用料及び手数料並びに狩猟税は、その納付金額に相当する券面の証紙を、法令その他の規定による申請書等に貼り付けることにより納入されている。

3 証紙の種類及び印刷

(1) 証紙の種類

次の13種類の証紙を発行している。

<p>低額券 1円, 5円, 10円, 30円, 50円, 100円, 200円及び300円(さくら柄)</p> <p>高額券 500円, 1,000円, 3,000円, 5,000円及び10,000円(唐草柄)</p> <p>証紙の印刷</p> <p>証紙の印刷状況</p> <p>証紙の印刷は、会計課において証紙貼用を担当している主務課から次年度の券種別貼用見込みの報告を受けて在庫状況及び過去5年間の売りさばき高を勘案して印刷枚数を把握し、独立行政法人国立印刷局に発注している。</p> <p>なお、印刷はバーコード印刷方式及び微小文字印刷方式を採用し、偽造防止を図っている。</p> <p>証紙の印刷数量及び経費</p> <p>平成20年度における証紙の印刷は、所要見込みに応じた9券種の証紙を印刷しており、印刷枚数が最も多いのは1,000円券で120万枚、最も少ないのは10円券で2万枚となっている。印刷数量の合計は297万枚で、金額は45億9,120万円となっており、印刷経費は、印刷費が799万4,176円、運搬費等39万5,604円の計838万9,780円となっている。</p> <p>証紙の売りさばき</p> <p>証紙売りさばき人の指定</p> <p>証紙売りさばき人の指定手続き</p> <p>証紙の売りさばき人の指定は「宮城県収入証紙売りさばき人の指定に関する審査基準」及び「宮城県収入証紙売りさばき人の指定に関する事務要領」に基づき、指定申請書及び添付書類を照合・審査し、売りさばき人としての適格性を判断して知事が指定している。</p> <p>証紙売りさばき人の指定基準</p> <p>証紙の売りさばき人になるうとする者から指定申請書を受理後、次の基準により指定を行っている。</p> <p>住民の利便性が図られ、証紙購入の需要が多いこと。</p> <p>証紙を常備するのに必要な資力及び信用を有すること。</p> <p>年間売りさばき額が100万円以上あり、かつ、常に売りさばきが見込まれること。</p> <p>証紙を自己の利益のために使用しないこと。</p> <p>証紙を安全かつ保管できる設備を有していること。</p> <p>不特定多数の者に売りさばくこと。</p> <p>証紙売りさばき人等</p> <p>元売りさばき人(株式会社七十七銀行県庁支店)</p> <p>会計課から証紙の交付を受け、県に代わって一般売りさばき人に対して証紙を交付してい</p>	<p>るほか、一般売りさばき人から証紙売りさばき手数料請求書を取りまとめ、会計課へ報告している。</p> <p>特認売りさばき人(株式会社七十七銀行及び株式会社仙台銀行)</p> <p>会計課から交付を受けた証紙を売りさばき、売りさばき代金をその都度納入(いわゆる「委託販売」)している。</p> <p>一般売りさばき人(社団法人宮城県交通安全協会等24者)</p> <p>元売りさばき人に代金を納入して交付を受けた証紙の売りさばき(いわゆる「買取販売」)をしている。</p> <p>県の機関(単独庁舎の県税事務所等4機関)</p> <p>会計課から証紙の交付を受け、証紙の売りさばきをしており、証紙代金は事後測定により収納している。</p> <p>証紙の売りさばき所の状況</p> <p>証紙の売りさばき所数は、県の機関が4機関5箇所及び民間売りさばき人が26機関372箇所(計30機関377箇所)となっている。</p> <p>県内には361箇所あり、うち仙台市にはその約4割にあたる152箇所、仙台市以外の市には146箇所、町村には63箇所あるが、大郷町、大衡村及び色麻町の3町村には売りさばき所がない状況となっている。また、県外は8都道府県に16箇所の売りさばき所がある。</p> <p>民間売りさばき人の業態別では、金融機関が8者305箇所、公社等団体が10者55箇所及び一般法人が8者12箇所となっている。</p> <p>主な公社等団体は、申請先機関の庁舎内に売りさばき所を設置している社団法人宮城県交通安全協会(28箇所)、社団法人宮城県食品衛生協会(10箇所)及び地方職員共済組合宮城県支部(6箇所)などである。</p> <p>一般法人は、自動車学校を運営する5法人及び県合同庁舎内売店を運営している2法人などである。</p> <p>証紙の販売時間</p> <p>証紙の販売時間については、売りさばき所の304箇所が午前9時から午後3時までとなっているが、これは売りさばき所の約8割を金融機関(一部機関は午前9時から午後7時まで(3箇所))が占めているため、午後3時以降に証紙を購入できるところは少ない状況にある。</p> <p>販売時間が申請書受付窓口と同じ午前8時30分から午後5時15分までとなっている売りさばき所は19箇所、土曜日及び日曜日等も販売している売りさばき所は14箇所(土曜日及び日曜日等の一部のみ販売している売りさばき所を含む。)となっている。</p>
--	---



<p>(5) 証紙の売りさばき所の周知 証紙の売りさばき所の周知については、会計課のホームページにおいて圏域ごとの証紙売りさばき所一覧表に名称、住所及び電話番号を掲載することにより行っているほか、証紙の売りさばき人は「宮城県収入証紙売りさばき所」の標札を掲げている。</p> <p>5 証紙の出納状況</p> <p>(1) 会計課における証紙の保管・管理 会計課内金庫室の鍵付きキャビネット内に保管の上、証紙出納簿により管理している。</p> <p>(2) 証紙の交付 県の売りさばき機関、元売りさばき人、特認売りさばき人及び各地方振興事務所（証紙の交換用）からの証紙交付請求書により、翌月分の証紙所要見込数を交付している。</p> <p>(3) 証紙の受払状況 平成20年度における証紙の受払状況は、受入れが852万2,164枚、91億5,794万5,365円（前年度からの繰越554万9,693枚、45億6,905万7,822円）で、払出しが386万8,495枚、36億9,040万883円及び廃棄が2,381枚、714万7,543円となっており、残高の465万1,288枚、54億6,039万6,939円については次年度へ繰越している。次年度繰越は、枚数では約90万枚減少しているが、金額では約9億円増加している。</p> <p>6 証紙による収入状況</p> <p>(1) 証紙による収入の方法 証紙による収入の方法による場合においては、証紙の売りさばき高をもって収入としている。 算式 収入証紙収入額 = 売りさばき高 - (収入証紙返還額 + 狩猟税歳入振替額)</p> <p>・ 売りさばき高：一般売りさばき人及び特認売りさばき人の売りさばき代金納入額と県の機関の売りさばき高の合計額。</p> <p>・ 収入証紙返還額：証紙購入者が誤購入や申請とりやめにより、証紙を返還した額。</p> <p>・ 狩猟税歳入振替額：狩猟税は証紙により徴収することとされていることから、証紙収入から県税収入に歳入科目を振り替えるもの。</p> <p>(2) 証紙による収入額 平成20年度における証紙による収入額は、売りさばき高の36億7,733万3,149円から証紙の返還分の526万8,260円及び狩猟税への歳入振替分の3,373万1,800円を差し引いた36億3,833万3,089円となっている。</p> <p>7 証紙の売りさばき高 平成20年度における証紙の売りさばき高は36億7,733万3,149円で、一般売りさばき人別に見る</p>	<p>と、売りさばき高が最も多いのは社団法人宮城県交通安全協会の19億69万7,500円で、最も少ないのは宮城県漁業協同組合の272万1,550円となっている。</p> <p>8 証紙の売りさばき手数料</p> <p>(1) 証紙の売りさばき手数料の交付 証紙規則において、証紙は「額面金額で売りさばかなければならない。」と定められており、売りさばき人は証紙の売りさばき自体からは利益を得ることができないことから、費用補填の意味で手数料を交付している。</p> <p>(2) 証紙の売りさばき手数料率</p> <p>イ 証紙の売りさばき手数料率              (イ) 一般売りさばき人 3.15%              (ロ) 特認売りさばき人 1.05%</p> <p>ロ 証紙の売りさばき手数料率の相違 特認売りさばき人の手数料率が1.05%と一般売りさばき人の手数料率3.15%より低いのは、一般売りさばき人があらかじめ証紙を買取りした上で販売しているため、在庫が生じた場合のリスクがあるのに対して、特認売りさばき人はあらかじめ証紙を買取りすることなく、証紙の売りさばきの都度、売りさばき代金を納入していることによる。</p> <p>ハ 証紙の売りさばき手数料率の改正状況 証紙の売りさばき手数料率については、昭和39年の証紙規則制定以来、平成元年の消費税導入時及び平成9年の消費税率改正に伴う改正しか行われていない。</p> <p>(3) 証紙の売りさばき手数料 平成20年度における証紙の売りさばき手数料は、特認売りさばき人については売りさばき高6億3,570万6,149円に対して667万4,904円、一般売りさばき人については売りさばき高30億2,864万6,070円に対して9,540万2,263円で、合計は売りさばき高36億6,435万2,219円に対して1億207万7,167円となっている。</p> <p>証紙の売りさばき手数料率が最も多いのは、社団法人宮城県交通安全協会に対する5,987万1,953円で、最も少ないのは、宮城県漁業協同組合に対する8万5,727円となっている。</p> <p>(4) 証紙の売りさばき手数料率の全国状況 一般売りさばき人に対する証紙の手数料率は3.15%としているのは、本県を含む23道府県と約半数に及んでいる。手数料率が最も低いのは大阪府の0.945%で、最も高いのは岩手県の4.00%となっている。</p> <p>売りさばき額に応じて段階的に手数料率を設定しているのは、10県となっている。</p>
--	--

また、特認売りさばき人に対する手数料率を定めている中で、最も低いのは大阪府の0.945%で、最も高いのは10道県で3.15%となっており、本県の1.05%は大阪府に次いで低い水準となっており。

9 証紙の消印及び貼用実績

(1) 証紙の消印

申請書等受理機関は、証紙が貼られた申請書等を受理したときは、所定額の証紙が貼り付けられていることを確認の上、申請書等の紙面と貼り付けた証紙の彩紋とにかけて消印を行っている。

当該年度の証紙貼用実績は当該機関から証紙貼用を担当している主務課経由で毎年5月31日までに会計課へ報告されている。

(2) 証紙の貼用実績額

平成20年度の証紙の貼用実績は、786万8,879件、36億7,365万8,423円となっており、貼用実績額が最も多いのは自動車運転試験関係に係る手数料の約9億9,850万円で、次が行政処分等講習関係に係る手数料の約7億2,053万円、自動車保管場所証明手数料の約4億821万円となっている。

貼用実績件数が最も多いのは、と畜検査手数料の633万9,489件となっており、申請書1枚あたりの最高貼付額は建築確認関係（構造判定手数料を含む。）の手数料の126万円、最少貼付額は政治資金収支報告書等の写しの交付関係の手数料の20円となっている。

一方、手数料条例によって証紙による納付を規定されている286種類の手数料のうち、125種類の手数料については貼付実績はなかったが、これは平成20年度において手数料徴収の実績がなかったことによるものである。

10 申請書等の提出状況

申請書等の提出に当たっては、申請者が申請書受理機関に直接出向いて提出しているものが多数となっており、郵送による提出又は県外居住者による申請は少数となっている。

11 証紙制度に関する県民の意見等

証紙取扱機関等に対して県民からは、主に次のような意見等が寄せられている。

(1) 高額な手数料の場合に貼付の手間がかかるため、高額券（3, 5, 10万円）の発行要望がある。

(2) 県外居住者は、宮城県の証紙を購入するのが困難である。

(3) 証紙の購入先が分からない。

(4) 申請窓口で証紙を購入できない。

(5) 銀行では午後3時以降購入できない。

(6) コンビ二など身近な場所で購入できないか。

(7) 申請額に対応した額面金額の証紙の発行要望がある。

(8) 手数料等の納付について、現金、口座振替、銀行振込にできないか。

12 証紙のメリット・デメリット

証紙による手数料等の納付についてのメリット・デメリットの主なものは次のとおりとなっている。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金を持ち歩く必要がない。</li> <li>・申請窓口での待ち時間等が短縮される。</li> <li>・申請書に証紙を貼付することにより郵送での申請が可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印紙との買い間違いが生じる。</li> <li>・誤購入時の証紙の交換・返還の手続きが煩雑である。</li> <li>・申請窓口とは別に売りさばき所での証紙購入が必要となる。</li> <li>・貼付枚数が多いと貼付が面倒である。</li> <li>・県外居住者にとって購入が不便である。</li> <li>・紛失、破損、汚損の危険性がある。</li> </ul>
<p>県</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が現金を取り扱うことで生じる金銭的なリスクがない。</li> <li>・申請時の手数料額の確認が容易である。</li> <li>・申請時点で手数料が納付されるため、収入未済が生じない。</li> <li>・現金領収による会計処理が不要なため、事務処理が簡素化される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証紙の交換・返還手続きが煩雑である。</li> <li>・売りさばき手数料、印刷費がかかる。</li> <li>・消印及び貼用実績簿作成等の事務が生じる。</li> </ul>

13 他の都道府県における証紙制度の見直し状況

東京都では平成22年4月から証紙制度を廃止することとしているほか、東京都以外では16府県が何らかの見直しを予定又は実施している。そのうち、愛知県、京都府、岡山県及び山口県では証紙の廃止に向けた検討を行った結果、現金での納付の場合は証紙取扱機関窓口の負担が増大することや納付書の場合は県民の負担が増すなどの理由から、いずれも廃止を見送っているが、広島県では、現金納付や納入通知書による納付との併用などの見直しを実施している。

14 本県における検討状況

本県においては、証紙の交換及び返還申請件数の削減に向けた注意喚起及び情報提供の充実を図ることや売りさばき手数料率の見直しの検討のほか、証紙以外の他の収入方法（納付書、電子

収納、クレジットカード収納等)の採用について検討することとしている。

#### 第4 監査の意見

今回の監査は、証紙条例施行後45年が経過し、公金収納のあり方が時代の変化とともに多様化している中において、現行の証紙制度について、県民の利便性の向上や証紙制度に係るコストの縮減などの観点から検証した。

証紙制度については、行政側から見ると、現金による収納の場合、通常、納入通知書及び領収書の発行が必要となるが、証紙による収納の場合、これらの書類発行が省略されること、職員が現金を取り扱うことで生じる金銭的なりすまがないことなど、事務の効率化や簡素化につながっていることが認められた。

また、県民など申請者にとっては、事前に売りさばき人から証紙を購入する必要があるなどの不便な点もあるが、証紙の必要な各種申請に当たり、ほとんどの申請先機関の近隣には売りさばき所があること、申請書類等を郵送できることなどの便利な面もあることが認められた。

一方で、証紙による納付が制度化されてから約半世紀を経て、現在では証紙により納付する手数料は約千種類にも上り、それに伴う経費として毎年約1億1,000万円を要している状況にもある。

さらに、時代の変化とともに公金収納のあり方が多様化している中で、証紙によらない収納の方が良いと思われるケースも見受けられたことから、証紙以外の収納方法とした場合の県民の利便性、事務の効率性・経済性の観点から、改めて、証紙による収納方法を主体とする現行制度について、再検証が必要があることが認められた。

今回の監査における意見を以下のとおり取りまとめたので、真摯に受け止め、現行制度に満足することなく、問題意識を持って検証・検討を深められたい。また、取り組みに当たっては、関係する部署が一丸となって、進捗管理に努めながら、実現可能なものから順次実行に移されたい。

##### 1 利用者の視点に立った証紙の売りさばき

県の機関に証紙を貼付した申請書類を提出する場合、申請先の庁舎内に入居する公社等の団体などが売りさばき人に指定されており、県民など申請者の一定の利便性は図られている。

しかしながら、県民からは、売りさばき所の所在地や特に売りさばき所の8割を占める金融機関が閉店する午後3時以降に購入可能な売りさばき所の問い合わせや意見が寄せられていることから、売りさばき所の情報を積極的に周知するとともに、申請書受理機関においても、申請者の立場に立って、近隣の売りさばき所や売りさばき時間、購入上の注意事項などの情報提供に努める必要がある。

また、更なる県民の利便性向上のため、他県で取り組んでいる自動販売機等による新たな売りさばき方法及び売りさばき所のない地域での新たな売りさばき人の指定や売りさばき所の設置に

ついて、必要に応じて検討する必要がある。

##### 2 証紙売りさばき手数料等の検証・見直し

県は証紙の売りさばきに当たり、特認売りさばき人に対しては1.05%、一般売りさばき人に対しては3.15%を手数料として支払っている。平成20年度は36億7,733万3,149円の証紙売りさばきに対し、合計で1億2,077万7,167円の手数料を支払っているが、手数料率については、平成元年の消費税導入、平成9年の消費税改正に伴う見直し以降行われていない。

他県では手数料率を固定せず、売りさばき額に応じた手数料率としている事例もあることから、こうしたことを踏まえ、現行の手数料率の設定方法や業務の取扱い方法の見直しを含め、多面的な検討を行う必要がある。

また、証紙の印刷経費は減少傾向にあるものの、平成20年度は約800万円となっていることから、証紙の貼付に代わる収納計器を使用した収納など、積極的に先進事例の情報収集に努め、証紙印刷枚数の縮減や証紙消印事務の軽減について、検討する必要がある。

特に、運転免許関係手数料については、証紙収入の大半を占めており、現行の売りさばき手数料率の設定方法や業務の取扱い方法の実態を把握し、より効果的、効率的な収納方法を検討する必要がある。

##### 3 誤購入による証紙の交換・返還等の縮減

証紙の交換・返還については、証紙購入者からの申し出がやむを得ないと認められる場合に、会計課及び各地方振興事務所等で申請できることになっており、証紙の交換の場合は会計課等の申請課所で、証紙の返還に伴う現金の還付の場合は口座振替により行われている。

また、過貼付については、納入義務者が証紙貼用を担当する主務課又は地方機関を通じて償還請求を行うことで、還付されている。

証紙は収入印紙と混同されやすいため、誤購入等による還付の償還金が近年増加傾向にあり、また、県民からも還付手続きに関する問い合わせや苦情が寄せられていることから、証紙の取扱いに慣れていない県民に対して、十分な情報提供や一層の注意喚起を行うとともに、手続きの簡素化についても検討する必要がある。

##### 4 手数料等の証紙納付規定の検証・見直し

県が徴収する手数料等については、手数料条例、県立学校条例及び公安委員会関係手数料条例のほか、産業技術総合センター条例等各施設ごとに定める条例で規定され、その種類は約千種類に上り、これら手数料のほとんどが証紙により納付するものと定めている。

証紙による納付は、現金取扱いに伴うリスクがないことや手数料の確実な収入という面では、県としてのメリットはあるが、一方で、証紙の貼付枚数の多いもの、納付金額が高額なもの、

納付金額が定額でなく多様なもの、申請件数が少ないものなど、証紙による納付のメリットが少ない手数料等も見受けられた。

また、本県においても、自動車税等の一部の県税については、コンビニ収納、ペイジーシステムによる納付、さらに、今年1月からはクレジットカードを利用した納付など納付方法の多様化が進んでいる。手数料についても、電子申請が進んでいた場合、将来的には証紙以外の納付方法の導入も必要になってくる。このため、本県で納付方法を証紙に限定している手数料等について、収入未済を発生させないことを前提に、他県でも採用しているような納付書による納付との併用の検討を進めるとともに、将来的には、新たな収納方法についても、検討を深めていく必要がある。

### 公安委員会

○宮城県公安委員会告示第47号  
 指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成22年3月30日

宮城県公安委員会 委員長 中村 孝也

1 許可をした旨

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の10の規定により、2の(1)から指定講習機関の講習の一部廃止の申請を受けたので許可した。

2 指定講習機関に関する規則第14条第1項に掲げる事項

(1) 名称、住所及び代表者の氏名

ア 名称

株式会社 河南安全自動車学校

イ 住所

宮城県石巻市鹿又字山下東39番地1

ウ 代表者の氏名

小野寺 淳一

(2) 特定講習に使用する施設の名称

パセオドライビングカレッジ

(3) 特定講習に使用する施設の所在地

宮城県石巻市鹿又字曾波神前118番1

(4) 廃止する特定講習の名称  
 指定講習機関に関する規則第1条に規定する講習のうち次のもの

ア 大型自動二輪車免許

イ 普通自動二輪車免許

ウ 原動機付自転車免許

3 廃止をした年月日

平成22年3月31日

### 内水面漁場管理委員会

○宮城県内水面漁場管理委員会指示第一号  
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百十條第四項の規定により、水産動物の保護を図るため、次のとおり指示するものとする。

平成二十二年三月三十日

宮城県内水面漁場管理委員会

会長 星 明 朗

1 指示の内容及び理由

オオクチバス、コクチバスその他オオクチバス属の魚類及びブルーギルを採捕した者は、これらを採捕した水域に放してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究に供する場合は、この限りでない。

1 指示を定める期間

平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

3 指示を定める区域

宮城県全域

○宮城県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百十條第四項の規定により、コイ（マコイ及びニシキコイをこい。以下同こい。）の持出し及び移植並びに放流等について、次のとおり指示するものとする。

平成二十二年三月三十日

宮城県内水面漁場管理委員会

会長 星 明 朗

1 指示の区域

正 誤

○宮城県公報第二二〇五号(平成二十一年十一月六日付け)中

ページ

段

正

誤

三

三

混合有機質肥料

混合有機質肥料6号

片倉粒状混合有機質肥料六号

片倉粒状混合有機質肥料

1 持出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかったときは、当該水域においては、コイを持ち出してはならない。ただし、公的機関等がコイヘルペスウイルス病のまん延防止の処置に供する場合は、この限りでない。

2 移植の制限

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかっている疑いがあると認められるときは、当該水域からコイを移植してはならない。

3 放流等の制限

(一) 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においてコイを増殖等の目的で放流しようとするときは、その放流しようとするコイについて、コイヘルペスウイルス病に係る次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならない。

(1) 汚染水域由来でないこと。

(2) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

(3) PCR検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(二) (一)の確認がとれないときは、その生死を問わず、公共用水面及びこれと接続一体を成す水面に遺棄してはならない。

4 適用除外

1 から3までの指示は、宮城県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めるときは、適用しないものとする。

二 指示をする期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

三 指示をする区域

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す県内の水面